

決 裁	委員長	職務代理	委 員	委 員	5杉選第346号
					議事録案です。 訂正があれば、指摘をお願いします。 確定した内容は、区公式HPへ掲載します。

令和6年第26回選挙管理委員会定例会会議録					
開催日時	令和6年7月24日(水)		午前10時00分から 午前10時30分まで		
出席者	委 員	島田委員長、今井委員長職務代理、与島委員、小井委員			
	事務局	石田局長、増田次長、高野法規担当係長			
開催場所	選挙管理委員会室	傍聴人	無		
会議の結果 及び 主な発言	議 案 等				結果
	協議事項	公職選挙法等改正要望事項の提出について			了承
委員長	これから令和6年第26回の定例会を開催します。				
	＜公職選挙法等改正要望事項の提出について＞				
委員長	公職選挙法等改正要望事項の提出について事務局から説明をお願いします。				
局長	職務代理から、4項目の提案がありましたので口頭にて説明します。第1ですがポスター掲示場の枠の不足への対応についてです。第2は選挙運動用ポスターに掲載されているQRコードについてです。第3は投票所内でのスマートフォン等による撮影です。第4はポスター掲示場の枠の譲渡への規制についてです。この4項目について要望事項として杉並区から提案するのですが、7月20日付けの新聞記事で、選挙運動用ポスターの品位保持、営利目的の禁止、候補者の顔写真に義務付けを公職選挙法改正の論点として秋の臨時国会で協議することになったとの内容になっております。要望事項で挙げ、総務省に全選連要望として提案するのは令和7年ですので、その前に国会で決まるのではないかと考えます。また、過去の例からも、公職選挙法の改正については、議員立法が圧倒的に多く、全選連要望はごく少数で、実現させるのはかなり厳しいと考えます。説明は以上です。				
職務代理	マスコミ情報はわかりますが、杉並区選挙管理委員会として改正要望を出すことに意義があるものと考えます。				
局長	ポスター掲示場の枠ですが、今回、クリアファイルで対応したのですが、公職選挙法で縛るというより、クリアファイルで盤面を増やすことが良いのかという議論になりますので、公職選挙法等の改正要望事項にそぐわないのではないかと考えます。また、スマートフォン等での撮影ですが、投票所の人物を撮影することは投票の秘密からできないのですが、自分の書いた投票用の撮影は問題ないと総務省が判断しています。但し、投票日当日に撮影したものをインターネットにアップすることは選挙運動にあたるのでできません。なお、期日前投票期間中はインターネットにアップできます。よって、撮影については現行法である程度規制できているものと考えます。				
与島委員	今回の都知事選挙でのクリアファイルに関して様々な要素があり、公職選挙法の改正要望に載せることが適当かどうかはわかりませんが、要望として				

	挙げることは悪くないと考えます。
局長	公職選挙法の解釈の仕方によって今回の事態を招いたと考えます。先ほどのスマートフォン等での撮影でも述べましたように現行法である程度規制できると考えますので、公職選挙法の改正が必要かについては疑問が残ります。
与島委員	杉並区選挙管理委員会として問題意識を持っているなら、要望事項を出すべきと考えます。
職務代理	仮に却下されてもしょうがないと考えます。却下されるから提案しないという考えは無いです。事務局は要望するとしたらどの項目が良いと考えますか。
局長	本委員会の要望事項として提出するのであれば、選挙運動用ポスターに記載するQRコードについてと、ポスター掲示枠の譲渡への規制についての2項目と考えます。1項目目の掲示板の枠については現行法で対応可能ですし、スマートフォン等を使用した撮影については、繰り返しになりますが他の選挙人に迷惑のかからない程度で自分の投票を撮影するのは総務省も可能と解釈を示しています。また、ネットに掲載して良いのは選挙運動期間だけですので、これを守らない場合は現行法で取締りが可能です。
委員長	選挙運動用ポスターに記載するQRコードについてと、選挙運動用ポスター掲示枠の譲渡への規制の2項目を杉並区選挙管理委員会の要望事項として提出することよろしいでしょうか。
一同	異議なし。
局長	それでは次回8月21日の定例会までに要望事項回答書を作成して、同日議案としてお諮りしたいと思います。
委員長	ほかに何かありませんか。無いようでしたら第26回選挙管理委員会定例会を終了します。

回 議	局長	次長	主査	作成者	第26回定例会 令和6年7月24日
					会議録(案)を回議します。訂正があれば、指摘願います。 確定後は区公式HPへ掲載します。